

第7期中頓別町総合計画

中 頓 別 町

平成24年3月

・・・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・・・

第1部 まちづくりの基本的事項・・・・・・・・・・ 2

- 1 計画の位置づけ・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の構成・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・ 2
- 4 中頓別町の現状と課題・・・・・・・・・・ 2

第2部 まちづくりの基本構想・・・・・・・・・・ 6

- 1 中頓別町のめざす将来像・・・・・・・・・・ 6
- 2 将来の人口目標・・・・・・・・・・ 8
- 3 まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・ 10
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・ 12

第3部 まちづくりの基本計画・・・・・・・・・・ 14

- 第1章 環境の保全と創造・・・・・・・・・・ 14
- 第2章 産業振興・地域経済の活性と社会資本整備・・・・・・・・・・ 15
- 第3章 保健医療福祉の充実と安全安心なくらしの保障・・・・・・・・・・ 21
- 第4章 子育て支援、教育の充実・・・・・・・・・・ 26
- 第5章 町民主役の町政推進・・・・・・・・・・ 29

用語解説・・・・・・・・・・ 33

第1部 まちづくりの基本的事項

1 計画の位置づけ

この第7期中頓別町総合計画は、町の憲法である中頓別町自治基本条例の精神に則り、町政を総合的かつ計画的に推進するとともにより豊かで住みよいまちづくり、誰もが「住んでよかった、いつまでも住み続けることのできる」まちづくりを実現するために定めるものです。

執行機関はこの計画を政策の最上位計画と位置づけ、行政の運営にあたらなければなりません。

2 計画の構成

第7期中頓別町総合計画は、下の事項で構成します。

まちづくりの基本構想

- ・中頓別町のめざす将来像
- ・将来の人口目標
- ・基本理念

まちづくりの基本計画

また、この計画に付属するものとして実施計画を定めます。

3 計画の期間

総合計画 平成24年4月1日～平成34年3月31日

実施計画 各年度の当初から概ね5年間

原則、各年度の前年度3月末までに見直しして定める。

4 中頓別町の現状と課題

(1) 第6期総合計画とまちづくり

この10年間も過疎化の進行は止まらず、500人以上の人口が減り、学校も敏音知小学校、小頓別小中学校、中頓別農業高校の3校が廃校となりました。計画期間の数年前から町内にあった縫製工場、石灰工場などの撤退が相次ぎ、また、商店や建設会社の閉鎖が多くありました。国、地方とも財政状況が悪化したことにより公共事業の減少も余儀なく

され、地域の経済活動には大きな影響を受けることとなりました。

地方財政を取り巻く環境が厳しくなり、構造改革、市町村合併の推進など国の施策に翻弄された10年でもありました。

こうした中であって、本町は厳しい行政改革に取り組んで財政健全化の道を進み、着実にその成果を上げながら自立と再生を図るための体制の再構築に取り組んでいます。

前期5年間（平成14年～18年）

第6期総合計画は、地方分権改革が進められたなか、自らの地域づくりは自らの責任で行わなければならない時代の入り口でスタートを切りました。しかし、その直後には国、地方とも大変厳しい財政状況に陥り、平成の大合併が巻き起こることとなります。全国の自治体にとっては激動の時代に入り、3200を超えていた市町村が1822まで激減しています。

構造改革、三位一体改革で地方交付税は激減し、前総合計画期間の後半に社会資本整備を集中的に行ってきた本町の財政も、その荒波の中に飲み込まれて行きました。合併しなければやっていけないのではないかと、そんな不安を払拭できずに浜頓別町、枝幸町、歌登町との任意合併協議会（H15年11月）、その後に猿払村、浜頓別町との法定協議会（H16年3月）へと進むこととなります。

しかし、本町は合併せず単独で進む選択を行うことになりました。合併協議会の解散後、町は速やかに集中的な行政改革を断行し、職員人件費を含む大幅な歳出削減を実施。その後「中長期行財政運営計画（H18年3月）」を策定することで、厳しい時代を生き残り、地域を再生させていく基本的な戦略を構築することになりました。

ただ、こうした厳しい環境にあっても、まちづくりの基盤整備を計画に沿って堅実に実行してきています。

計画前期の5年間では、農林業の基盤整備、道路や公営住宅などの整備、水道の統合事業の完成、老朽化した養護老人ホーム長寿園の改築などのほか、長年の課題だった役場庁舎や消防庁舎の建設も実現させています。

後期5年間（平成19年度～23年度）

後期の5年間は、中長期行財政運営計画に基づき堅実に財政健全化を進めてきましたが、新たにできた財政健全化法に定める実質公債費比率が基準を超えたため、平成20年度から早期健全化団体の指定を受けることになりました。

前期に策定した中長期行財政運営計画を基本に、公債費負担適正化計画を策定し新たな起債を抑制したほか、引き続き歳出の抑制を図るなど財政の健全化に努めました。こうしたことから、平成22年度決算で基準を下回り早期健全化団体から脱却することができています。

この間、基本的に新規事業は抑えてきていますが、農林業の振興や、道路など必要な生活基盤の整備も行ってきました。平成23年度では、初めての新規就農者の受入が実現し、農業生産法人によるTMRセンターも設立されています。また、平成20年度からは国が進めてきた経済対策の中で地域活性化交付金などを最大限活用して、これまでできなかったさまざまな事業で施設の補修などを行い将来負担の軽減を図っています。

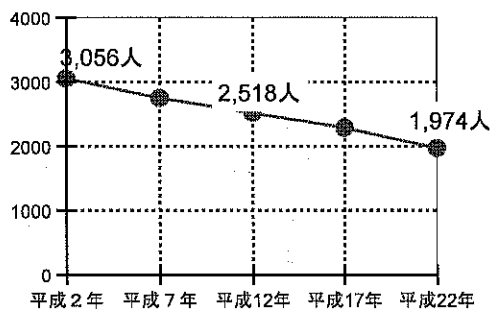
廃校となった中頓別農業高校跡地には、増改築して、平成19年に町立から法人に移管し

た天北厚生園が移転することが決まり、障がい者の自立支援のための施設整備を行いました。

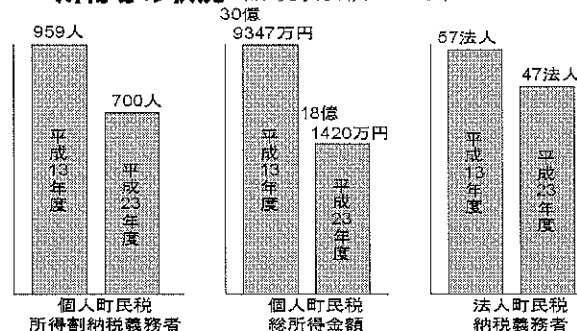
町政の運営では、町の憲法である自治基本条例を制定し、これからの町政運営のための基本理念やルールが定められています。

そのほか、鍾乳洞の利活用促進対策、自然学校の創設など体験型滞在型ツーリズムの推進、移住定住対策、森林療法、起業家支援などさまざまな地域活性化策にも取り組んでいます。

人口の推移



所得等の状況（課税状況調査から）



2) 今後の課題

今回の総合計画策定にあたり行った町民アンケート調査結果から、町民の多くが町に愛着を感じつつも、それに比べるとくらしやすさで課題があることが浮かんできます。

そう感じる原因として、冬期間の除雪や交通手段、買い物の不便さ、高度で専門的な医療を受けられる機会、住環境などが考えられますが、なお多くの人がこれからも長く住み続けたいと考えてくれています。

同じアンケートで、施策分野や個別施策ごとに満足度と重要度を質問したところ、重要度で保健・医療、福祉の分野で高く、病院などの医療サービス、冬期間の除雪、早期発見のための各種検診や予防接種、高齢者が安心してらせる福祉サービスや地域で支え合うしくみなどが強く求められていることがわかりました。

今後は、こうした問題の解消を図りながら「住んでいてよかった、これからも住み続けることができる」まちづくりを実現していくための対策を考えていかなければなりません。

前述の満足度と重要度の結果を加工しその差の大きさを課題度としてみた場合、重要度では高いという結果にはないものの商工観光や農林業の振興への対策の必要性が浮かんできて、個別施策でも「雇用創出・就労対策」がもっとも大きな課題となり、地域経済の活性化、農業後継者・担い手対策、滞在型・体験型観光の振興などが上位に並んでいます。

この10年間の変化としてもっとも大きなものが人口の減少であり地域経済の衰退であることを踏まえると、この結果はある意味当然なのかもしれません。こどもアンケートでも、もし自分が町長だったらという問いに対し、人口を増やす、町をもっと元気に盛り上げるといった意見が多くあるほか、観光振興、特産品づくり、イベント開催やお店などを増

やすといった地域経済を盛り上げるための提案が多くなっています。こうした期待に応える可能性を模索することで、人口対策、地域経済の再生を何とか果たせるように努力していくことが求められています。

しかし、人口の減少に歯止めをかけることや地域振興で成果を上げることは、これまで多くの取り組みがなされてきていても、なかなか成功したと言える結果には結びついてこなかったのが現状です。前計画では、外部経済に過度に期待せず、農林業を基本に据え地域資源を活かした取り組みで持続できる地域をつくっていくことをめざすとしてきましたが、十分にそれに組み合わせたとは言えません。

新しい第7期総合計画では、その反省をしっかりと踏まえて、前計画で実現できなかった地域の再生につながる成果を上げられるよう地域の力を結集して取り組んでいくことが求められてきます。

町民アンケートやそれをもとにした議論のなかでは、すでに述べた「医療」「雇用」のほか、「子ども」「環境」「防災」がキーワードとなっています。

子どもについては、子どもがたくましくこころ豊かに成長していけることを望むだけでなく、子育て世代が夢を持てるよう、その世代の思いをしっかりと酌んだまちづくりが求められています。

環境については、すでに策定された環境基本計画に多くの思いが盛り込まれていますが、自然が豊かな地域ゆえに意外と環境に対する意識が低かったり、その大切さを感じにくいという一面もあります。新しい総合計画の策定を機に、あらためて環境にやさしい暮らしを提起し取り組んでいくことが求められています。

防災については、昨年3月に発生した東日本大震災の教訓から、いざという時の備えの大切さが認識され、防災計画や避難所と避難所までの経路、日頃の防災訓練の必要性などが求められています。

第2部 まちづくりの基本構想

1 中頓別町のめざす将来像

私たちの中頓別町は、明治の末期に一片の砂金が発見されたことをきっかけに町がつけられました。

先人たちは、道北の厳しい自然条件にもめげず荒野を切り拓き、自給自足と助け合いによって互いの絆を強め、共生の道を歩んできました。

その開拓の労苦から一世紀を経て、深い緑の森と豊かな清流に抱かれた町には、農林業を基本産業に、平和とやすらぎに満ちた地域社会が築かれています。

21世紀を迎え、町を取り巻く社会情勢が大きく変わろうとしている今、まちの良さを最大限に生かし、町民一人ひとりが主体となってまちづくりを進めていくことが求められています。

私たちは、先人から受け継いだ豊かな自然環境と伝統文化を守り育て、未来を担う子ども達に引継ぐとともに、町民福祉の増進と自主自律の自治を実践していくまちをめざします。

町民一人ひとりの幸せの追求が、そのまま町民全体の幸せ「住んでよかった、いつまでも住み続けることのできる」まちづくりにつながっていくことをこの総合計画に託します。

<私たちが描く10年後の中頓別町>

地球思い、まち思い。自然豊かでみんながやさしくくらす町

町民みんなが地球のこと、まちのことを思い、環境を大切にしてくらしています。地球の環境も、この中頓別の自然も、かつてはもっと豊かなものでした。あたりまえと思ってきた今までの暮らしを見つめ直し、中頓別の豊かな自然を楽しみながら地球と環境にやさしいライフスタイルをめざしています。

えがお、あいさつ、ささえあい。みんなが「絆」でつながる町

町ゆく人は、みんな明るい笑顔であいさつをかわします。小さな町では、子どもからお年寄りまでみんなが顔をわかっていて、いつでも声をかけあいます。困ったことがあってもご近所が支え合い、助け合って解決できる地域の絆を強くしています。

安全で安心。みんながいつまでも住み続けたいと思える町

災害も犯罪も、火事や交通事故も少ない町。それでも、町民みんながいざというときのため、力を合わせて乗り越えていける備えや日頃の活動に取り組んでいます。子ども、お年寄り、障害を持った人も安心してくらすことができ、町民みんながいつまでも住み続けたいまちづくりをめざしています。

楽しい、おいしい、気持ちいい。人がたくさんやってくる癒しの町

自然豊かな中頓別には、宝物がたくさんあります。町の人々はみんなが生活職人で、昔から引き継いだ知恵や技を活かし、自然のめぐみをいただきながらくらしています。そんな田舎のよさを求めたたくさんの人がやってきて、ゆっくりとした時間を過ごし、心を癒して帰っていきます。

元気、夢、未来。みんなで希望が持てる町

町の子どもたちは、みんなとても明るく元気です。子どもたちの未来を考え、町をあげて子育てを応援しています。子どもたちは未来に大きな夢を描き、子育て世代も、安心して子どもを生んで育てていける環境に支えられ、自分自身も楽しみながら将来に希望を持っています。

<町のキャッチフレーズ>

上に掲げた将来像を踏まえたまちづくりを推進していくため、町の開拓100年・町制施行60周年記念事業で制定した下のキャッチフレーズを今後も継続して町のキャッチフレーズとして位置づけます。町民の町への愛着を育てていくため、また町外へ中頓別の魅力をつたえていくため発信していきます。

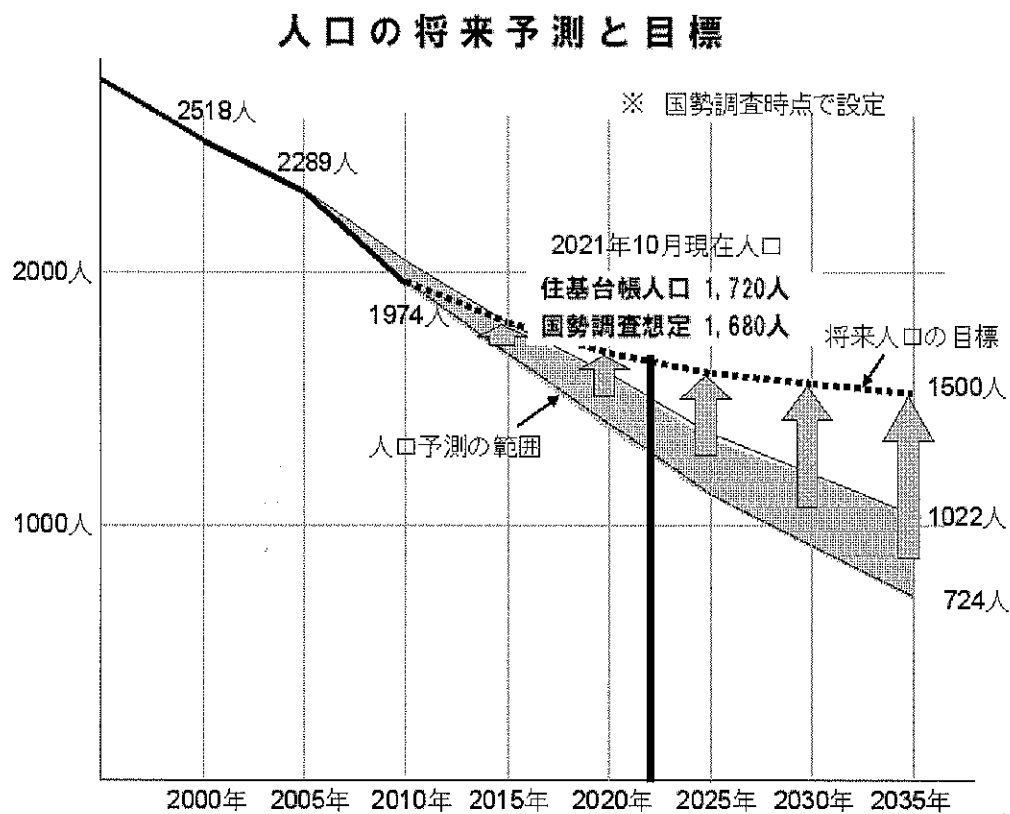
**北緯45度癒しの里
ロマン息づく大自然の町—中頓別**

2 将来の人口目標

2021年（平成33年）10月人口 **1,720人**（住民基本台帳）
 予測値 1,546人～1,342人

2011年（平成23年）10月人口 1,978人（ ” ）

計画期間中における人口動向を毎年調査し、目標と実際の人口が大きく乖離した場合は、ただちに見直しします。



<人口の推移：国勢調査>

	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
国調人口	6,724	7,592	7,375	5,395	4,203	3,056	2,518	1,974
住基人口				5,194	4,142	3,091	2,572	2,015

<将来人口予測>

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
予測A	2,518	2,289	2,018	1,801	1,588	1,386	1,196	1,022
予測B			1,974	1,679	1,398	1,131	910	724
住基人口	2,572	2,353	2,015					

<将来人口予測>

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
予測A	2,018	1,975	1,931	1,888	1,844	1,801
予測B		1,915	1,856	1,797	1,738	1,679
目標人口	1,974	1,944	1,914	1,884	1,854	1,825
住基人口	2,015	1,978	1,952	1,921	1,891	1,861

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
予測A	1,757	1,715	1,673	1,630	1,588	1,546
予測B	1,623	1,566	1,510	1,454	1,398	1,342
目標人口	1,800	1,775	1,750	1,725	1,700	1,680
住基人口	1,836	1,810	1,785	1,759	1,734	1,713

※ 予想A 国立社会保障・人口問題研究所（2008年12月予測、2005年国勢調査）

※ 予想B コーホート変化率法による町の試算（2010年国勢調査）

<将来人口目標>

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
	2,518	2,289	1,974	1,825	1,700	1,600	1,550	1,500

3 まちづくりの基本理念

ふるさと再生・中頓別！

～森と川、そして人がつながる元気なまちづくり～

かけがえのないふるさと中頓別。

平成の大合併などの苦しい時を乗り越え、

私たちは、小さくともキラリと光る自治をめざし

自主・自律のまちづくりを進めます。

過疎化と少子高齢化、産業の衰退、きびしい道のりが続きますが、

豊かな自然を大切に守り育てながら、

先人が培った知恵と技を引き継ぎ、

ふるさとの元気を取り戻していきます。

農林業を核に町の産業を再生していくため、

地域力を結集して、

地域資源を活かした起業化や雇用創出に取り組みます。

町民がみんなで力を合わせて支え合い、

安全で安心、

住んでよかった、いつまでも住み続けたい、

そう思うことができる町をつくっていきます。

子どもからお年寄りまで明るい笑顔であいさつをかわし、

地球と地域の環境にやさしい暮らしをこころがけ、

子どもが夢を、子育て世代が希望を持てる町にしていきます。

<政策目標>

I 環境の保全と創造

- 1 政策目標 1：自然環境の保全と環境にやさしいまちと暮らしをつくります

II 産業振興・地域経済の活性化と社会資本整備

- 1 政策目標 2：農林業を基本に据えた活力ある産業を創造します
- 2 政策目標 3：快適にくらすことができる生活環境を整備します

Ⅲ 保健医療福祉の充実と安全安心な暮らしの保障

- 1 政策目標 4：誰もが健康で安心してくらすことができる保健・医療・福祉の充実を図ります
- 2 政策目標 5：安全安心な町民生活を支える体制、対策を確立します

Ⅳ 子育て支援、教育の充実

- 1 政策目標 6：健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境をつくります
- 2 政策目標 7：生きがいとまちづくりを支える社会教育を推進します

Ⅴ 町民主役の町政推進

- 1 政策目標 8：情報の共有と町民参加によるまちづくりを推進します
- 2 政策目標 9：創造的な自治体改革を推進します

<重点課題と主な取り組み>

1. 環境保全プロジェクト

町民が誇る豊かな自然、かけがえのないふるさと中頓別の環境を大切に守るとともに、その自然環境を活かしたまちづくりに取り組みます。

<主な取り組み>

- ・頓別川流域の森、河川環境の保全と再生
- ・地球と地域にやさしいライフスタイルづくり
- ・野生鳥獣対策（動物残滓処分施設の設置など）
- ・そうや自然学校を核としたエコツーリズム、自然とのふれあい活動、環境教育の推進

2. 経済振興と雇用創出プロジェクト

この豊かな自然とくらしの営みをいつまでもつなげていけるよう、農林業を核に、地域資源を活かした産業の振興、雇用創出に取り組みます。

<主な取り組み>

- ・酪農の振興と後継者・担い手対策
- ・森づくりと林業・林産業の振興
- ・牛乳を活かした6次産業創出
- ・地域資源を活用した起業家の誘致と支援
- ・社会資本整備の促進と公共事業の確保
- ・異業種交流、農商工連携の推進と人材育成
- ・鍾乳洞ジオツーリズム、そうや自然学校を核とした中頓別ツーリズムの推進
- ・木質バイオマス等を活かした新エネルギーの導入

- ・経済・雇用のための基盤整備（住宅、ブロードバンド、子育て環境）

3, 安全安心・いつまでも住み続けられるプロジェクト

安全で安心、町民がいつまでも住み続けていけるよう、保健医療福祉の充実、お年寄りなどが感じている生活の不便の解消、いきがいくりに取り組みます。

＜主な取り組み＞

- ・病院の存続と医師確保対策
- ・地域における保健医療福祉の連携によるきめ細かなサービス提供
- ・除雪や交通手段など、地域で支え合い助け合えるしくみづくり
- ・防災意識の高揚と防災体制の構築
- ・お年寄りの居場所づくりと異世代交流による知恵や技の伝承

4, 地域ぐるみ子育てプロジェクト

未来を担う子どもたちのため、子どもの健康と発達を支え、地域ぐるみで子育て支援、教育の充実に取り組みます。

＜主な取り組み＞

- ・母子、乳幼児の健康と発達のためのきめ細やかな支援
- ・学校、家庭・地域の連携による教育支援活動の推進
- ・認定こども園での幼児教育・保育、地域子育て支援、放課後児童対策の推進
- ・自然体験活動の充実
- ・読書環境の整備と子ども読書プランの推進

4 施策の体系

Ⅰ 環境の保全と創造

- 1 自然環境の保全と環境にやさしいまちとくらしづくり
 - (1) 自然環境の保全
 - (2) 環境保全活動の推進
 - (3) 環境衛生の推進
 - (4) 野生鳥獣対策

Ⅱ 産業振興・地域経済の活性化と社会資本整備

- 1 農林業を基本に据えた活力ある産業の創造
 - (1) 農業の振興と農村環境の整備
 - (2) 森林の再生と林業の振興
 - (3) 商工業の振興

- (4) 観光の振興
- (5) 起業家支援と雇用創出
- 2 快適に過ごすことができる生活環境の整備
 - (1) 道路網の整備
 - (2) 地域交通体系の整備
 - (3) 地域情報化の推進
 - (4) 住宅環境の整備
 - (5) 上下水道整備の促進
 - (6) 町並み・景観づくり

Ⅲ 保健医療福祉の充実と安全安心な暮らしの保障

- 1 誰もが健康で安心して過ごすことができる保健・医療・福祉の充実
 - (1) 総合的地域福祉の充実
 - (2) 高齢者福祉の充実
 - (3) 障がい者福祉の充実
 - (4) 健康づくりの推進
 - (5) 地域医療の充実
 - (6) 医療保険制度の維持
- 2 安全安心な町民生活を支える体制、対策の確立
 - (1) 防災・消防・救急
 - (2) 生活安全と消費生活の保護

Ⅳ 子育て支援、教育の充実

- 1 健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境づくり
 - (1) 子育て支援と幼児教育の充実
 - (2) 学校教育の充実
- 2 生きがいとまちづくりを支える社会教育の推進
 - (1) 社会教育の充実
 - (2) 社会体育の充実
 - (3) 地域文化の振興と文化財の保護
 - (4) 地域間交流と国際交流

Ⅴ 町民主役の町政推進

- 1 情報の共有と町民参加によるまちづくりの推進
 - (1) 情報共有の推進
 - (2) 地域振興・活性化の推進
 - (3) 町民活動の活性化
- 2 創造的な自治体改革の推進
 - (1) 行政改革の推進と行政経営の確立
 - (2) 効率的・計画的な財政運営
 - (3) 広域連携の推進

第3部 まちづくりの基本計画

第1章 環境の保全と創造

1 自然環境の保全と環境にやさしいまちとくらしづくり

<政策目標>

自然環境の保全と環境にやさしいまちとくらしをつくります

<現状と課題>

中頓別町は、北緯45度、頓別川水系の上流部に位置し面積の8割が森林という豊かな自然環境に恵まれた町です。町民の多くが、この豊かな自然環境を誇りに思い、地域に長く住み続けていくことを願っています。

平成21年に環境基本条例、平成23年に環境基本計画が策定されました。

自然環境との共生をまちづくりの基本に、自然との調和の中で農林業の持つ多面的な機能を最大限引き出し環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な地域社会を創造していくことと、そのかけがえのないふるさとを子どもたちにつないでいくことを基本理念に据えています。この総合計画でも、すでに策定された環境基本計画を環境政策のマスタープランに位置づけ環境の保全と創造に取り組んでいきます。

<基本方針>

自然環境との共生をまちづくりの基本に据え、自然環境の保全、環境保全活動、環境衛生、野生鳥獣対策に取り組み、環境にやさしいまちとくらしを作っていきます。

(1) 自然環境の保全

中頓別の自然環境は、町民が誇りに思う大切な宝物です。頓別川流域の豊かな森と川めぐみを大切に守り育てていきます。水環境を守るため、引き続き適切な森づくりの推進、家畜糞尿対策などに取り組みます。

<取組事業>

- ・河川環境保全事業
- ・家畜排せつ物管理適正化指導チームによる巡回指導事業

※ 宗谷総合振興局、農業改良普及センター、JA中頓別町、中頓別町との合同による巡視活動。

- ・緑化推進事業（再掲）
- ・未来につなぐ森づくり推進事業（再掲）
- ・鍾乳洞自然ふれあい公園管理運営事業（再掲）

(2) 環境保全活動の推進

地球温暖化の防止、ゴミの減量化やリサイクルなどの省資源化への啓発、省エネルギー化の推進、木質バイオマスなど新エネルギー導入をめざした活動などに取り組み、豊かな自然環境と共生したくらしをつくります。

また、中頓別の豊かな自然環境を活かした自然環境とのふれあい、環境学習・教育に積極的に取り組みます。

＜取組事業＞

- ・自然ふれあい活動推進事業
- ・地球温暖化防止対策事業
- ・クリーン作戦
- ・そうや自然学校事業（再掲）
- ・街灯LED化推進事業

(3) 環境衛生の推進

分別収集の徹底と再資源化、再利用を図るため家庭から排出される廃棄物の減量化を進めます。また、埋立処理場の使用期間延命と不法投棄の防止に努めます。

＜取組事業＞

- ・一般廃棄物処理事業
- ・環境衛生事業

(4) 野生鳥獣対策

生物の多様性を保全し野生生物の安定した生存を確保するとともに傷病動物の保護に努めます。また、増えすぎたエゾシカの適切な個体数管理やヒグマによる有害、アライグマやセイヨウオオマルハナバチなどの外来生物の駆除などに取り組むとともに、エゾシカ等の動物残滓処分施設の設置を実施します。

＜取組事業＞

- ・野生鳥獣保護業務
- ・有害鳥獣捕獲業務
- ・鳥獣害防止総合対策事業（動物残滓処分施設）
- ・自然ふれあい活動推進事業（再掲）

第2章 産業振興・地域経済の活性化と社会資本整備

1 農林業を基本に据えた活力ある産業の創造

＜政策目標＞

農林業を基本に据えた活力ある産業を創造します

＜現状と課題＞

砂金掘りから始まり、農林業で栄えた本町も高度成長期以後は産業構造が大きく変わっ

ていく中で人口も大幅に減少しました。地域経済全体が厳しい環境に置かれたままとなっていますが、ほんものの豊かさを実感し未来へ持続可能な地域となっていくためには、基本産業である農林業を核に地域経済が元気を取り戻すことが不可欠です。

農業では、TPPによる脅威に立ち向かいながら、後継者・担い手対策、規模拡大に対応するためのコントラクター組織とTMRセンター設立、家畜ふん尿対策などに取り組んでいます。しかし、今後も離農が予想されることから、さらなる酪農振興と新規就農対策などが求められてきます。

林業では、林道の整備や森林整備加速化・林業再生事業による搬出間伐と一体となった作業道の整備により施業経費の節減と木材の有効利用の促進を図るとともに、新規造林や下刈りへの補助などにより森林整備の促進と林業の振興を図ってきています。

今後も、これらの継続とともに伐採期に達した森林の情報提供の促進、森林管理署との森林整備協定に基づく国有林との連携などに取り組み、森林整備を進めていかなければなりません。

商工業では、かつての主要企業の撤退以降に新規の参入も見込めない状況が続く、公共事業も大幅に減少するなど厳しい状況が続いています。人口の減少が止まらないことに加え購買力の町外流出が顕著で、商業・商店街も厳しい状況となっています。

交流創出による経済的効果を期待される観光も、指定管理者の努力により収支状況では大きく後退することなく踏みとどまっていますが、宗谷圏域全体で入り込み数の減少が続いていることから、今後への見通しが立ちにくい状況となっています。

今後は、長く続く人口減少に歯止めをかけ地域経済を少しでも上向きに転換できるよう対策を講じていかなければなりません。人材の育成や誘致を進めながら、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを含め地域資源を活用した起業化と雇用創出を図っていかなければなりません。

<基本方針>

自然環境との共生を基本に、地域資源を最大限活かし、農業・農村、森林・林業、商工業や観光の振興を図り、地域経済の再生と雇用の創出をめざします。

(1) 農業の振興と農村環境の整備

当町の基本産業である酪農を支えるため、計画的な農業基盤の整備を検討するとともに、安定した経営基盤構築のため規模拡大や経営移譲に向けた支援を進めます。

さらに、関係機関との連携のもと、牛乳の消費拡大に向けた6次産業化をめざすとともに、農業体験交流施設「もうもう・オガル」を核として、関係団体と連携し特産品開発に取り組めます。また、有機栽培や低農薬による畑作の就農に対する支援も引き続き実施し、学校給食等で農産物の地産地消を図るべく取り組みを進めます。

新規就農対策としては、新規就農受入希望者に対応すべく具体的な取り組みを進め、安定した農村環境づくりに努めます。

<取組事業>

- ・中山間地域等直接支払交付金交付事業（H22～H26）
- ・農業関係団体支援事業
- ・農業担い手育成事業

- ・農業体験交流施設管理運営事業
- ・農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
- ・農産物地産地消推進事業
- ・畜産担い手育成総合整備事業（H26～）
- ・新規就農総合支援事業

（2） 森林の再生と林業の振興

森林の有する多面的機能を発揮させるため、機能区分に応じた森林資源の保護と育成が求められており、適切な森林管理に努めるとともに、森林組合と民間の造林業者との連携を強化し、森林整備のさらなる促進を図ります。

また、林道や作業道の整備により施業困難地の搬出間伐の支援や無立木地の解消を進めるとともに、伐採期や間伐期に達した森林の情報をインターネット上で公開し、森林資源の有効活用の促進を図ります。

＜取組事業＞

- ・未来につなぐ森づくり推進事業
- ・森林整備地域活動支援交付金事業（H24～H28）
- ・森林環境保全直接支援事業
- ・森林整備加速化・林業再生事業
- ・森林管理道弥生線開設事業
- ・道営林道事業（松磨線）

（3） 商工業の振興

地域産業の活性化と雇用創出を図るため、地域資源を活かした起業化、新分野、新規事業への進出を促進していきます。あわせて、人材育成、婚活など後継者対策に取り組みます。また、町民に地元での買い物を呼びかけ、地元消費の拡大、町外流出の防止を図っていきます。

商工業の振興と地域経済基盤の安定を図ることを目的に、その指導的役割を担う中頓別町商工会に対して、経営改善普及事業と地域振興事業等の経費の一部助成、中小企業の育成振興、経営の合理化を促進するため融資を行います。

今後増えることが見込まれる商店の廃業で町民の買い物が不便にならないよう、事業の継承のしくみや空き店舗の活用などについて検討していきます。また、町として移動販売車の運行継続など商店の無い地域の住民の買い物支援策に取り組みます。

＜取組事業＞

- ・中頓別町商工会補助事業
- ・中小企業振興資金融資事業

（4） 観光の振興

関係者の連携、ネットワークの強化を図り、交流人口の拡大をめざし、中頓別の魅力を活かした観光のまちづくりを推進します。

観光客の利便性を図りより一層満足のいただける環境をつくるため、ピンネシリビレッジファームパーク、中頓別鍾乳洞、砂金掘り体験場などの観光施設の効果的運営と維持管

理に努めます。このなかで、懸案である鍾乳洞の有料化についても検討していきます。

また、町民の貴重な財産である「中頓別鍾乳洞」を活かしたジオツーリズムを積極的に推進し、ピンネシリ岳や頓別川などの豊かな自然を活かした中頓別らしい体験型・滞在型のツーリズム創出と定着、地域情報の発信・宣伝、観光イベントの活性化などに取り組みます。

<取組事業>

- ・中頓別鍾乳洞自然ふれあい自然公園管理運営事業
- ・山村交流施設管理運営事業
- ・そうや自然学校事業
- ・ピンネシリ温泉管理運営事業
- ・中頓別鍾乳洞ジオツーリズム推進事業

(5) 起業化支援と雇用創出

基本産業である農業や林業を核とした6次産業化や建設業等の新分野進出など、地域資源を活かした新規事業や事業拡張を積極的に支援し雇用機会の創出をめざします。このため、地域づくり活動支援補助制度を拡充し、起業をめざす人を支援します。

町内における異業種間の交流を促進し、人材の育成を図っていくとともに、起業への機運を盛り上げていきます。

<取組事業>

- ・地域づくり活動支援補助（起業化支援）事業
- ・人口問題懇話会事業（再掲）
- ・緊急雇用創出対策事業

2 快適にくらすことができる生活環境の整備

<政策目標>

快適にくらすことができる生活環境を整備します

<現状と課題>

町民が快適に生活するための道路や公園、公共施設、上下水道施設などの主要施設はこれまで計画的に整備を進めてきており、今後はそのうち老朽化した施設の更新などが課題となってきます。

道路整備では、骨格となる道路や主要な路線の整備は完成していますが、整備後30年以上が経過し老朽化や歩行空間のバリアフリー化への不適合など道路交通環境が悪い路線がまだ多く存在するため、市街地の未整備路線の計画的な道路整備を継続する必要があります。冬期間の除雪対策では、高齢者など生活に支障を感じている人も多く快適な生活環境、歩行者や車両通行の安全性を確保するため効率的で効果的な除排雪業務を行っていく必要があります。

地域交通では、天北線廃止以来沿線市町村でバスの運行を継続していますが、転換交付

金が残り少なくなり、将来のあり方を検討していかなければなりません。今後に向けては路線維持にこだわらず、地域住民のニーズに密着した生活交通として抜本的な見直しを実現できるよう取り組んでいく必要があります。

地域情報化では、光ファイバー網の整備が遅れており、特に市街地を除いた地区では未だにブロードバンド化も実現していません。今後は、全町的な高速ブロードバンド化に向けて取り組んでいく必要があります。

住環境の整備では、公共賃貸住宅再生マスタープランに基づき公営住宅の建替を進めてきましたが、平成18年度以降財政状況により事業を中断しています。耐用年数を超過した老朽化が著しい住宅が多く居住環境が悪くなっているため、今後は、財政状況や町民のニーズ等を踏まえつつ、老朽化した公営住宅の建替や維持管理計画（新たなマスタープラン）を策定し、住環境の向上を図っていく必要があります。また、持ち家住宅の整備促進では、住宅建設促進助成制度や定住団地の分譲で一定の実績を上げてきています。移住や定住促進、地域経済の活性化にもつながるため、今後も制度を継続して持ち家住宅の整備促進を図っていく必要があります。

簡易水道は統合事業が完了し、残っている老朽化した配水管の布設替も行ってきています。しかし一部の地区の配水管の老朽化、浄水場や各ポンプ場の機器類が耐用年数に近づいてきており、将来計画を策定して設備の更新を図っていく必要があります。

公共下水道事業は、処理区域内の管渠整備はほぼ完了し水洗化普及率は82%となっています。下水処理場の機器類は耐用年数に近づいてきており、今後は、下水処理場の機器類の更新等の整備計画を始め、的確な財政見通しを含めた下水道事業の将来計画を策定する必要があります。

町並み・景観づくりでは、町民主体に花とみどりのまちづくり活動を継続するとともに廃屋解体撤去助成事業にも取り組み、景観の形成や住環境向上に一定の役割を果たしてきています。今後は、環境基本条例や廃棄物の処理及び環境美化に関する条例に基づき、町内にまだ残る廃屋の適切な管理など対策を講じていく必要があります。

<基本方針>

町民が快適に過ごすことができるため、道路や交通体系、情報通信基盤、住宅環境、上下水道などの整備を進めるとともに、町並み・景観づくりに取り組んでいきます。

(1) 道路網の整備

自然に配慮した交通体系の整備、効果的な町道管理に努め、住民生活の向上と快適な生活環境づくりのために、人にやさしい道路づくりを推進します。また、除雪の民間委託についても引き続き検討していきます。

<取組事業>

- ・町道新設改良事業
- ・除雪機械整備事業

(2) 地域交通体系の整備

地域住民の交通手段確保のため関係市町村と連携し、天北線代替バス路線の効率的な運行に努めていきます。あわせて、ＪＲ代替輸送確保基金が残り少なくなっていること

から、天北線バス運行の抜本的な見直しに取り組んでいきます。バス関連施設の維持に努め、通学生の通学費用の軽減を図るため定期運賃補助を継続します。

また、高齢者などが通院や買い物などに感じている不便を解消していくため、地域交通全体を検証し、デマンドバスなど、改善策について検討していきます。

＜取組事業＞

- ・ 地方バス路線維持対策事業
- ・ 天北線バス定期運賃補助事業

(3) 地域情報化の推進

高速ブロードバンド環境を整備し、地域情報化を推進します。また、行政情報化を充実させ、より高度な地域情報ネットワーク（ＩＴ）環境を構築し、合理的かつ効果的な行政事務の改善とサービスの向上を図ります。

＜取組事業＞

- ・ 民放ラジオ難聴等解消事業
- ・ 情報通信利用環境整備推進事業

(4) 住宅環境の整備

新たな雇用や移住・定住を進めるため、公営住宅だけでなく民間アパート建設の促進、空き家の活用など住宅の確保を図っていきます。

公営住宅は、再生マスタープランに基づき整備を順次進めてきましたが、財政事情により延期しています。今後、住宅の需給状況を確認しながら整備の必要性について検討していきます。

また、定住の促進を図るため平成１４年から進めている宮下定住促進団地のＰＲと、住宅を新築する方に対して、経費の一部を助成します。

＜取組事業＞

- ・ 住宅建設促進事業
- ・ 公営住宅建設事業

(5) 上下水道整備の促進

水道施設及び下水道処理施設の効果的な維持運営を引き続き推進します。

下水道区域外で生活排水による公共水域の水質汚濁の防止、住民の生活環境の向上と自然環境を保全するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。

＜取組事業＞

- ・ 公共下水道全体計画見直し事業
- ・ 公共下水道長寿命化計画策定事業
- ・ 簡易水道長寿命化計画策定事業
- ・ 合併処理浄化槽設置補助事業

(6) 町並み・景観づくり

住民参加を基本に美しく快適で潤いのある生活環境をつくるため、公園などの適切な管

理を行うとともに、花づくりに楽しむ個人や団体の自主的活動と連携し花とみどりのまちづくりを進めます。また、廃屋や看板などの町並みや景観に支障となる建物の除却を所有者にはたらきかけます。

＜取組事業＞

- ・花とみどりのまちづくり推進事業

第3章 保健医療福祉の充実と安全安心なくらしの保障

1 誰もが健康で安心してくらすことができる保健・医療・福祉の充実

＜政策目標＞

誰もが健康で安心してくらすことができる保健・医療・福祉の充実を図ります

＜現状と課題＞

福祉のまちづくり推進のため、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け人生最期のときまで自分らしく生きることができるよう、保健・医療・福祉が連携し様々なサービスが適切に提供できるよう事業を進めてきました。

今後は、これまでの高齢者保健福祉対策に対する取組を踏まえ、介護予防、生活支援、生きがい対策、安全な住宅での生活など重要な課題に対して、目標を定め、その実現に向けて、施策を明らかにしていかなければなりません。

個々の高齢者の状況やその変化に対応して介護保険サービスを中核としつつも、様々な支援、ボランティア等の住民活動を含めて地域の資源を統合し、住民の生活全般にわたる継続的な支援に取り組むことが必要です。

また、介護保険法により、本来あるべき訪問看護・訪問通所リハビリについてもわが町のあるべき姿を関係機関と検討していかなければなりません。

地域包括ケアシステムは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」であり、今後もその構築に向けて取り組んでいかなければなりません。

障がい者福祉では、懸案であった天北厚生園の市街地移転が旧中頓別農業高等学校跡地で実現しました。今後は、地域の高齢者や身体障がい者、知的障がい者が少しでも地域活動に参加できるようしくみづくりを推し進めていく必要があります。

健康づくりでは、これまで各種健診や健康教育・相談・訪問活動を積極的に推進してきたこと、町民の健康づくりにむけた活動を支援してきたこともあり、町民の健康の意識は高く、健診の受診率や各種事業の参加率にも反映されていた他、主体的な健康づくり運動が推進されてきています。今後は地域特性・課題を分析し医療費が増えている大きな要因

となっている生活習慣病の予防活動を積極的に推進していくことで、早世（若くして世を去ること）予防や健康寿命の延伸をめざしていかなければなりません。

地域医療の充実では、病院が改築後30年が経過しようとしています。これまで大規模改修を行い維持してきましたが、機能面含めた改築計画が必要な時期にきています。また、今後においては、へき地医療や救急医療などの地域医療を継続し、地域包括医療・ケアの拠点となるよう地域医療・ケアの推進、地域住民の検診や疾病予防を通じた医療費の適正化を展開する必要があります。この不採算地域で民間病院が進出しない地域において、国保直診としての役割は大きく、将来的に安定した継続的な医療の必要性を考えると課題は多く、事業規模、形態の見直しや経費節減抑制対策、収入増加・確保対策など精力的に推進しなければなりません。特に地域医療を支える医師及び医療職員の確保は大変厳しい状況が続いており、今後において最優先課題として取り組まなければなりません。

歯科診療所はこれまで、個人開業医に委託運営していますが、障がい者や後期高齢者の増加により、施設の老朽化に加え、バリアフリー化にも対応していないことから、その整備が急務となっています。今後、歯科診療所施設の改修等を検討していかなければなりません。

<基本方針>

総合的な地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、健康づくり、地域医療それぞれの充実を図るとともに、保健・医療・福祉が連携して、誰もが健康で安心してくらすことができる地域を築いていきます。

(1) 総合的地域福祉の充実

高齢者をはじめ地域住民が、安心して快適にくらしていけるよう、地域が支え合い、助け合って様々な課題を解決できるしくみをつくっていくため、関係機関で連携して取り組んでいきます。

福祉相談、支援体制の充実を図るため町社会福祉協議会、町民生委員協議会に運営費を助成します。

戦争によって亡くなられた当町戦没者へ追悼の意を表し、恒久平和への誓いをするために町戦没者慰霊祭を開催します。

高齢者や障がい者が安心して病院を受診できるよう、国保病院への通院手段を検討していきます。

<取組事業>

- ・高齢者事業団運営補助事業
- ・ピンネシリ温泉入館料助成事業
- ・福祉ハイヤー助成事業
- ・訪問介護サービスセンター運営事業
- ・社会福祉協議会運営補助事業
- ・病院通院事業

(2) 高齢者福祉の充実

より充実した福祉事業の展開を図るため、社会福祉施設利用者や一人暮らしのお年寄り、

お年寄りだけの世帯などへの各種サービスの充実に努めます。特に在宅福祉の充実が求められており、訪問サービスの拡充について検討していきます。高齢者が培ってきた知恵や経験を子どもたちの教育やまちづくりに積極的に活かしていきます。

また、老朽化した特別養護老人ホームの改修等について検討していきます。

＜取組事業＞

- ・老人クラブ連合会運営補助事業
- ・養護老人ホーム入所事業
- ・給食サービス事業
- ・敬老会開催事業
- ・高齢者乗合自動車無料乗車券交付事業
- ・いきがい活動支援通所事業
- ・除雪サービス事業
- ・後期高齢者見舞い金助成事業
- ・緊急通報システム事業
- ・高齢者・障がい者等スポーツレクリエーション大会事業

(3) 障がい者福祉の充実

障がい者が自立した生活を送ることができるように各種サービスの充実に努めます。

天北厚生園が平成23年度に市街地へ移転したことで、より一層の地域との交流を図り、障がい者への理解深めていきます。障害者自立支援法を踏まえ、施設の利用者が安心してくらすことができるよう支援するとともに、障がい者の就労の場確保に努めます。

＜取組事業＞

- ・自立支援医療（更正医療）給付事業
- ・障害者自立支援給付事業
- ・障害者補装具給付事業
- ・重度心身障害者医療給付事業
- ・重度心身障害者日常生活用具給付事業
- ・高齢者・障がい者等スポーツレクリエーション大会事業（再掲）

(4) 健康づくりの推進

町民の健康づくりを推進するため、これまで取り組んできた事業を見直し保健師による訪問の充実を図るなど、よりニーズにあった事業を進めていきます。

病気の早期発見のために各種健康診断等を実施します。

個別の健康診断結果をもとに生活習慣病予防に向け、各地区での健康相談や健康教室の開催に加え、特定健康診査の対象となっていて未健診の方々については個別に健診勧奨を行っていき、疾病の早期発見、早期治療により健康的な生活が継続できるように支援を行います。

＜取組事業＞

- ・がん検診事業
- ・健康教育事業

- ・健康診査事業
- ・感染症予防事業
- ・予防接種事業
- ・歯科保健事業

(5) 地域医療の充実

町民が安心して生活していけるよう、町民とともに地域医療をしっかり守っていきます。

国保病院の経営健全化に努力するとともに、医師及び医療職員の確保に努めます。また、在宅福祉の充実のため、訪問看護について検討していきます。

歯科診療所の改修等整備を行い、充実した地域の歯科保健、歯科診療ができるよう支援します。

<取組事業>

- ・医療機械器具整備事業
- ・医療施設設備改修修繕事業
- ・歯科診療所改修事業

(6) 医療保険制度の維持

誰もが安心して医療を受けられるよう、健全な保険事業を推進します。

<取組事業>

- ・高額医療費一部貸付事業
- ・国民健康保険事業

2 安全安心な町民生活を支える体制、対策の確立

<政策目標>

安全安心な町民生活を支える体制、対策を確立します

<現状と課題>

防災対策では、近年の集中豪雨による災害や平成23年3月に発生した東日本大震災等により、住民の防災に対する意識は高くなっています。本町の地域防災計画は、現状に合わない点が多く、早急に改訂版を作成する必要があります。現在、自主防災組織が3つの自治会で設立されていますが、今後はすべての自治会において組織化されるよう啓蒙活動を積極的に進めていかなければなりません。災害は何時起こるのかわからないため、万が一に備えた取組みが必要であり、定期的な防災訓練や自主防災組織による避難訓練等を実施していく必要があります。

消防では、消防設備整備事業（消防車両）及びまた査察・避難訓練等を通じて火災・災害予防啓発活動を今後も継続して取り組んでいかなければなりません。また、今後は防災担当者、自主防災組織との連携や救急傷病者高齢化や救助活動を伴う救急出動に対応できるよう訓練していくほか、老朽化した資機材、消防救急無線のデジタル化などにも取り組

んでいく必要があります。

生活安全では、平成23年12月に交通事故死ゼロ3000日を達成するなど町民の交通安全への意識は高く、防犯活動においても地域ボランティアによる子ども安全パトロール隊の活動などが取り組まれてきています。安全、安心な生活環境を求める高齢者や子育て世代の思いは強く、高齢化などによる人材の確保が課題となつてはきていますが、今後

こうした取り組みを継続していかなければなりません。

消費生活の安全確保では、全国的に振り込め詐欺被害や催眠商法による高額商品の購入被害などが広がっており、町内でも高齢者などがその被害に遭わないようにするための対策が求められています。広域連携による相談窓口の開設のほか、日頃から啓発や未然防止のための対策を講じられるよう取り組んでいかなければなりません。

<基本方針>

自然災害、火災などに備えるとともに、犯罪や交通事故、消費生活など被害にあわないための発生防止に取り組み、町をあげて安全で安心な地域社会の実現をめざしていく。

(1) 防災・消防・救急

危険区域の適正把握や緊急時における防災体制の充実に努めます。また、町民が自主的に防災意識の高揚と防災体制を構築できるよう、側面からの支援を積極的に推進します。

消防職員の資質向上と火災、救急、救助の現場に必要な備品の購入を進めます。

<取組事業>

- ・防災計画見直し事業
- ・防災備蓄品整備事業
- ・防災訓練実施事業
- ・ハザードマップ見直し事業
- ・消防救急無線デジタル化事業
- ・消防ポンプ車購入事業
- ・救急救命士病院実習事業
- ・消防学校派遣事業

(2) 生活安全と消費生活の保護

交通事故の撲滅をめざし、交通安全に対する意識高揚を図り、町民の安全を確保します。

警察、自治会連合会、地域生活安全協会、暴力追放運動推進協議会等の連携をより密にし、防犯活動の徹底と犯罪の未然防止に努めます。

消費者、生活者が主役となる安全・安心な社会の実現をめざし、情報提供と相談体制の充実に努めます。

<取組事業>

- ・生活安全啓発事業
- ・消費センター広域設置事業
- ・消費生活行政活性化事業

第4章 子育て支援、教育の充実

1 健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境づくり

<政策目標>

健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境をつくります

<現状と課題>

子育て支援では、妊婦および乳幼児においてはそれぞれ必要な時期に健診等を受けることが出来ています。また相談や各種事業を通して、きめ細かな支援を行ってきており、子どもの健やかな成長につながっています。まちの将来を担うこども達の健康と発達を保障するため、各種事業を継続、生活習慣形成の時期に支援することで生涯を通した健康づくりにつなげていかなければなりません。

幼児教育では、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する「認定こども園」を本町における子育て支援の核施設として位置づけています。幼児教育から小学校教育の円滑な接続に向けてその役割はさらに重要となっており、今後も教育委員会を中心として、小学校はじめ関係機関との連携した事業の取り組みが求められています。また、保育（養護）の観点からも今まで同様、保健福祉事業との連携強化を図っていく必要があります。

こども館では、保護者一人ひとりの気持ちを受け止め、適切なアドバイスをしたり、保護者が最も良い選択ができるよう、いくつかの解決方法を提示するなど、サポートすることが大切です。保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えていけるよう、さらに職員の資質向上を図らなければなりません。保護者一人ひとりの意向を受け止めていく中でも、「子どもの一人ひとりの特性と、子育て家庭の背景をしっかりと捉えた上で、子どもの発達段階にあった幼児教育と保育」を最優先に考え、安心して快適に過ごせるような環境づくりを今後も進める必要があります。

このほか、子どもや子育て支援の取り組みとしてブックスタート、いきいきふるさと推進事業による絵本のプレゼント、そうや自然学校の活動で子どもの自然体験活動に取り組んできています。異世代のつながりも創りながら、そうや自然学校事業との連携を図りながら自然を大切に作る心、豊かな感性を育てていくための活動の充実をさらに図っていく必要があります。

学校教育では、国をあげて学力の向上、体力の向上に対する取り組みが強化されてきていますが、それらも含め本町ならではの「子どもの将来を生き抜く力」を育む取り組みが益々重要となってきました。今後においては、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動」としての活動を明確にし、学びを支える地域住民の関わりを充実させるなど、地域全体の教育力向上をめざしていく必要があります。

また、中頓別中学校は築後44年が経過し、途中大規模改修は行っているものの、老朽化は著しく、安心安全な教育環境対策が大きな課題となっています。幼・小・中の教育の一元化とあわせできるだけ早い時期にその方向性を見出す必要があります。

<基本方針>

小さな町の良さを活かし地域ぐるみで子どもを大切にする思いを共有し、子育て支援と

幼児教育、学校教育の充実を図り、健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境をつくっていきます。

(1) 子育て支援と幼児教育の充実

小さな町の良さを活かして地域全体で子育てに取り組む町をめざし、こども館を核に、保護者とより良い関係のもと幼児の保育と教育の充実を図ります。

子どもたちがお年寄りから昔の知恵や経験を学んだり、豊かな自然にふれあうなど体験活動ができるようにしていきます。

こども館と保健福祉課が連携し、遊びの提供や各種講演や相談事業の推進、健康診断や各種予防接種を行い、児童の健全育成を図ります。

<取組事業>

- ・いきいきふるさと推進事業
- ・乳幼児医療給付事業
- ・子ども手当支給事業
- ・ひとり親家庭等医療給付事業
- ・母子健診事業
- ・認定こども園事業
- ・地域子育て支援事業（※そうや自然学校との連携事業）
- ・放課後児童健全育成事業
- ・学校・家庭・地域の連携による教育支援活動事業
- ・「未来を担うこどもの健全育成と教育基金」活用事業

(2) 学校教育の充実

地域全体で学校の取り組みを支援し、子どもたちの豊かな心を育むとともに、体力、学力の向上に取り組めます。

恵まれた自然と地域の伝統などを教材に、そうや自然学校との連携を図るとともに地域の方々のご支援をいただきながら環境学習や郷土学習、多様な体験活動学習などができるよう支援します。

<取組事業>

- ・小学校教育振興事業
- ・中学校教育振興事業
- ・学校給食事業
- ・へき地教員住宅建設事業

2 生きがいとまちづくりを支える社会教育の推進

<政策目標>

生きがいとまちづくりを支える社会教育を推進します

<現状と課題>

第6期総合計画に合わせて「まちづくり生涯学習推進計画」を策定し、あらゆる生涯学習の実践をととしてまちづくりを推進していくことを位置づけています。

社会教育では、個人の要望に応じた学習支援だけのものにとどまらず、社会の要請に基づく学習支援の形成をめざし、地域住民として対処することが必要な課題についての学習、または地域の課題を解決する活動等に地域住民の参加を促しながら効果的に推進することが望まれています。このため、学校、家庭、地域が連携しながらさまざまな学習、体験活動の機会を充実させるなどの「学び」を支援する体制をつくり、その「学びの支援」から生まれる生きがいの気持ちをさらに充実させるよう努める必要があります。

社会体育では、各年代にあったスポーツ振興を考えたとき、その目的や必要性、支援の内容は一様ではないため、その取り組み内容をあらためて明確にしていく必要があります。また、高齢者における健康づくり・体力維持を支援する取り組みは保健福祉事業等、関係機関との連携を図りながら取り組みを行っていく必要があります。

社会体育施設においては、老朽化等により設備の更新の必要な施設も多くなってきており、その整備方針づくりが急務であります。また、各施設の有効活用、利用促進を考えたとき、スキー場やパークゴルフ場での町民、町外料金の一歩化や各種大会の広域的な開催の促進をめざす必要があります。

地域文化の振興と文化財の保護では、小学校の総合学習を含めて地域の歴史や生活文化などを見直し、そこから学びながら地域の魅力を磨いていく取り組みが生まれてきています。すぐれた芸術や文化を鑑賞する機会や、文化祭への参加を含めて幅広く文化的な活動に参加できる機会を確保していくことも必要です。地域の貴重な文化財である鍾乳洞の保存を図りながら、多くの人が学んだり体験できるよう取り組んでいかなければなりません。

地域間交流では、姉妹町である広島県東野町が合併し大崎上島町となっています。合併後、青少年交流がなくなりましたが町民派遣と受け入れ事業は隔年で継続されています。今後も交流の火を消さないように、長く続けられる交流のあり方を考えながら、事業の継続を図っていく必要があります。

<基本方針>

子どもからお年寄りまでの生きがいづくりと町民主体のまちづくりを支えていくため、社会教育、社会体育の充実を図るとともに、地域文化の振興と文化財の保護、地域間交流と国際交流を推進します。

(1) 社会教育の充実

一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの段階で、自ら積極的に取り組む意欲を啓発し、その学習機会の提供に努めます。

児童書や一般向け図書を購入し、蔵書の充実を図ります。

さまざまな体験を経て豊かな心と体を育む少年期、社会参加の機会も増えて自立を迎える青年期とどの時代においても重要な課題があります。成長過程において異なる体験によりこれからの社会生活に順応できるよう、交流活動の実施や学習機会を提供していきます。

<取組事業>

- ・高齢者教室「寿大学」運営事業

- ・こども読書プラン事業
- ・子ども体験活動事業（※そうや自然学校との連携事業）

(2) 社会体育の充実

町民のスポーツ活性化に向けて、各種スポーツ教室・大会開催し、健全な心と体を培うとともに、スポーツ団体の育成を図ります。

<取組事業>

- ・社会体育推進事業
- ・町民各種スポーツ大会等運営事業
- ・冬季スポーツ教室等運営事業

(3) 地域文化の振興と文化財の保護

児童生徒及び町民に優れた芸術鑑賞機会を提供するとともに、文化団体・サークルの育成と発表機会の拡充を図ります。

<取組事業>

- ・町民文化推進事業
- ・巡回小劇場公演運営事業
- ・文化財保護利活用事業

(4) 地域間交流と国際交流

生活文化の異なる大崎上島町との親善、交流を深め、相互の活性化を高めるため交流を継続します。また、青少年の派遣交流事業など、国際化社会に対応した交流事業について取り組むことで検討していきます。

<取組事業>

- ・大崎上島町交流実行委員会助成事業
- ・青少年国際交流事業

第5章 町民主役の町政推進

1 情報の共有と町民参加によるまちづくりの推進

<政策目標>

情報の共有と町民参加によるまちづくりを推進します

<現状と課題>

平成23年3月に制定された自治基本条例では、基本理念として情報公開と町民参加を

基本に町政を運営していくことを規定しています。

情報公開はまちづくりを進める上での根幹であり、行政が持つあらゆる情報を確実に提供していくことが必要となります。広報広聴事業を一層充実したものとすることが重要であり、特に、行政側から発信する情報を出来るだけリアルタイムに発信し、町民参加のまちづくりを作り上げていかなければなりません。

地域振興・活性化の推進は、過疎が進み地域経済が厳しい環境にある本町にとっては重要な課題ですが、成果を上げるだけの取り組みが実現しないまま時間が経過しています。地域資源を活用した持続可能な地域づくりに向けて、地域の力を結集し取り組みを進めていかなければなりません。

町民活動の活性化を図ることは、厳しい行財政環境のなかで、公共サービスの提供や公共的な課題を行政だけで担っていくことは益々できない状況となっています。高齢化が進み、地域活動の担い手も少ない状況とはなっていますが、地域活性化への取り組みや地域おけるくらしを地域住民どおしが支え合うことなど、より快適で住みよいまちづくりが実現できるようなくみづくりや活動への支援に取り組んでいく必要があります。

<基本方針>

町民が主役のまちづくり、町政運営を推進するため、情報共有と町民参加を進め、地域振興・活性化、町民活動の活性化に積極的に取り組んでいきます。

(1) 情報共有の推進

広報誌とホームページを充実させ町民のくらしに密着した情報や町の魅力を発信する広報、広聴活動を推進するとともに、積極的な情報公開に努めます。

<取組事業>

- ・ 広報・広聴活動事業

(2) 地域振興・活性化の推進

第7期総合計画を基本に据えて、人口減少問題にしっかり向き合い地域振興・活性化を図っていきます。移住者や町外の人声にも耳を傾けて中頓別の魅力を再発見し、地域資源を最大限に生かした未来につながる持続可能な地域社会をめざします。

空き住宅等を活用したお試し暮らしを含め、移住促進対策に取り組み定住人口、交流人口の増加をめざします。

<取組事業>

- ・ 総合開発委員会運営事業
- ・ 宗谷地域総合開発期成会事業
- ・ 宗谷地域づくり連携会議事業
- ・ 電源立地地域対策事業
- ・ 移住定住促進事業
- ・ 人口問題懇話会事業

(3) 町民活動の活性化

田舎らしい人と人のつながり・絆を大切に、支え合い、助け合える地域社会を創り、自治意識の高揚に努めます。

個性豊かな地域文化を創造し、誇りを持てるまちづくりを推進するため、地域課題の解決や地域活性化を目的として人材育成や各種研究に取り組む事業に対して積極的に支援します。

<取組事業>

- ・地域づくり活動支援補助事業
- ・自治会連合会運営補助事業
- ・町内対抗スポーツ大会補助事業

2 創造的な自治体改革の推進

<政策目標>

創造的な自治体改革を推進します

<現状と課題>

町政の運営にあたっては、最高規範性を有する自治基本条例を基本に、その規定に基づき事務を進めていく必要があります。また、行政職員は、今まで以上に町民の方々の目線を意識しながら仕事をする必要があります、縦割り行政を排し、親切丁寧な住民対応をしていくなど意識改革が不可欠です。

行財政改革では、合併協議が破綻した後に大胆な歳出削減に取り組み、その後に策定された中長期行財政運営計画をもとにさまざまな改革と財政健全化に努めてきました。財政健全化法に基づき早期健全化団体に指定されましたが、平成22年度でこれも脱し財政運営状況も明るい兆しが見えてきています。ただ、国の財政状況も益々厳しくなっているなど長期的な展望が見えにくく、今後も最小の経費で最大の効果を得られるよう一層努力をしていかなければなりません。

また、地域主権改革が今後一層推進されることから、職員資質の向上が強く求められることを踏まえて、職員研修への積極的な参加を一層促していく必要があります。長年にわたって退職時不補充としたことから職員の経験や年齢構成が歪となっており、この点の解消についても対策を講じていかなければなりません。

効率的・計画的な財政運営では、新たな施策や老朽化した公共施設の建て替えや改修など、今後予想される行政需要を見据えて中長期的な見通しを立てて対策を講じていく必要があります。

<基本方針>

行政改革の推進、行政経営の確立、効率的・効果的な財政運営及び広域連携に取り組み、町民の負託に応えられるよう創造的に自治体改革を推進します。

(1) 行政改革の推進と行政経営の確立

組織体制の効率化、人事管理を適正化など住民サービスの向上に努めます。

町政の主役である町民に協力を得ながら、行政では提供できていなかったサービスを提供できる新しいしくみづくりを構築します。

また、住民ニーズを反映したサービスの効果的な提供を目的に導入した行政評価制度を最大限活用し、実施事業の成果の把握、住民の視点からサービスの改善をすすめていくため政策、施策、事務事業を適切かつ効率的な推進管理に努めます。

<取組事業>

- ・行政改革推進委員会事業
- ・電子自治体事務事業
- ・業務マネジメントシステム運用事業

(2) 効率的・計画的な財政運営

財政の健全化と中長期的な展望をもって計画的な事業の推進に努めます。

<取組事業>

- ・財務管理システム運用事業
- ・地方債管理システム運用事業
- ・収納管理システム運用事業
- ・町有職員住宅水洗化事業

(3) 広域連携の推進

現時点では、南宗谷衛生施設組合（昭和45年）、南宗谷消防組合（昭和48年）が一部事務組合として運営しています。

厳しい財政状況を踏まえ、近隣町村との連携はより一層必要性を問われる情勢となっているため、事務事業の広域的な機能分担を進め、地方自治の高度化と町民主体の自治体経営について検討していきます。

<取組事業>

- ・南宗谷消防組合
- ・南宗谷衛生施設組合
- ・南宗谷地区介護認定審査会
- ・宗谷定住自立圏事業
- ・北・北海道中央圏定住自立圏事業

第7期中頓別町総合計画の用語解説

- エコツーリズム…** 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
- ジオツーリズム…** 多様な定義があるが、ここでは、エコツーリズムのうちその対象を地域における地質・地形学的景観としたツーリズムとして捉える。
- 6次産業…** 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組。
- ブロードバンド…** 明確な定義はないが、光ファイバー、ADSL（電話線を使い高速なデータ通信を行なう技術）、CATV（テレビの有線放送サービス）等の有線通信技術や無線通信技術を用いた大容量の情報を高速で通信できる回線のこと。
- ソーシャルビジネス…** 現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動の使命とし（社会性）、ビジネスとして継続的に事業を進め（事業性）、新しい社会的商品・サービスやそれを提供するための仕組みを開発したり、新しい社会的価値を創出したりすること（革新性）。社会的課題としては、環境問題、貧困問題、少子高齢化、人口の都市への集中、ライフスタイルや就労環境の変化等に伴う高齢者・障害者の介護・福祉、子育て支援、青少年・生涯教育、まちづくり・まちおこしなどが対象となる。
- コミュニティビジネス…** ソーシャルビジネスのうち、より地域性をもって地域課題の解決に取り組むもの。
- デマンドバス…** 利用者の予約等に応じて、一定地域内を不定期に運行するバス交通のしくみ。
- ブックスタート…** NPO法人ブックスタートが提唱。すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動。1992年に英国で始まり、日本では2001年4月に12市町村が実施をはじめ、全国各地に広がった。本町では2002年から実施している。